

ケアステーションすえよし
指定訪問介護 運営規程

〔事業の目的〕

第1条 医療法人愛誠会が開設する、ケアステーションすえよし（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

〔指定訪問介護の運営の方針〕

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係保険者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ケアステーションすえよし
- 2 所在地 鹿児島県曽於市末吉町上町4丁目7番地5

〔従業者の職種、員数、及び職務内容〕

第4条 事業所における従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

	職 種	員 数	職務内容
管理者	介護福祉士	1名 (常勤)	・事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。 ・自らも指定訪問介護の提供に当たる。

サービス提供責任者	介護福祉士又は１級課程修了者以上の者	２名以上（常勤）	・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をする。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に努める。 ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。 ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導、その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
訪問介護員等	２級課程修了者・初任者研修修了者以上の者	３名以上（常勤・非常勤）	・訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

〔営業日、営業時間及びサービス提供時間〕

第５条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日及び営業時間	毎日 8:30～17:30	一年を通し営業し、休日は特に設けない。 携帯電話への転送等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする
サービス提供時間	毎日・24時間	チーム運営方式、２４時間対応ヘルパー

〔事業の内容及び利用料等〕

第６条 指定訪問介護を提供した場合の内容及び利用料の額は、次のとおりとする。当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者が発行する介護保険負担証に記された割合とする。

事業の内容	利用料
身体介護中心業務	介護保険負担割合証に記された割合
生活援助中心業務	〃

- ２ ２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金を頂く。
- ３ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（キャンセル料）として下記の料金を事業者へ支払うこととする。
但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではない。

利用予定日の <u>前日の午後5時まで</u> に申し出があった場合	無料
利用予定日の <u>前日の午後5時まで</u> に申し出がなかった場合は、右に記載されている、予定訪問時間に合わせて取消料（キャンセル料）を事業者へ支払う。	予定訪問時間30分の場合 300円 予定訪問時間45分の場合 450円 予定訪問時間60分の場合 600円 予定訪問時間90分の場合 900円

〔通常の事業の実施地域〕

第7条 通常の事業の実施地域は、曾於市を中心とし、都城市・志布志市の区域とする。

〔訪問介護計画の作成〕

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその親族等に対して説明し、利用者の同意を得て交付するものとする。

〔緊急時等における対応方法〕

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

〔苦情処理〕

第10条 事業所は、指定訪問介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその親族等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すると共に、その解決するための措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関し、保険者及び国民健康保険団体連合会からの質問若しくは照会に応じ、保険者及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとし、保険者及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

〔記録の整備〕

第11条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ① 訪問介護計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 保険者への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑥ 介護報酬算定に係る記録

〔事故発生時の対応〕

- 第 12 条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する保険者、利用者の親族等、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
 - 3 事業所は、事故が生じた際にはその状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

〔秘密保持〕

- 第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密保持を厳守する。又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密を漏らすことがないよう従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 事業所は介護サービス提供のため、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は予め文書により了解を得るものとする。

〔個人情報の保護〕

- 第 14 条 事業所は、利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

〔虐待防止の措置に関する事項〕

- 第 15 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる
- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者は管理者とする。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

〔その他運営についての留意事項〕

- 第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るために、研修の機会を定期的に確保し、また、業務体制を整備する。
- 2 事業所はすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成15年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成19年2月14日から施行する。

この改定規程は、平成19年12月10日から施行する。

この改定規程は、平成23年7月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年12月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年12月7日から施行する。

この改定規程は、平成25年6月1日から施行する。

この改定規程は、平成25年11月1日から施行する。

この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改定規程は、平成30年9月1日から施行する。

この改定規程は、令和6年4月1日から施行する。